

掛川市条例第73号

掛川市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例

掛川市飲料水供給施設条例（平成17年掛川市条例第181号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(料金)</p> <p>第3条 料金は、1月につき、別表第1に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第5条 掛川市水道事業給水条例（平成17年掛川市条例第179号）の規定（第2条、第22条、第27条第1号及び第28条を除く。）は、飲料水供給施設の管理及び使用について準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業」とあるのは「飲料水供給施設」と、「管理者」とあるのは「市長」と、同条例第34条第1号中「第22条の料金」とあるのは「掛川市飲料水供給施設条例第3条の料金」と、「第28条の加入金」とあるのは「掛川市飲料水供給施設条例第4条の加入金」と、同条例第39条第4号及び第40条中「第22条の料金」とあるのは「掛川市飲料水供給施設条例第3条の料金」と読み替えるものとする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第3条 料金は、1月につき、別表第1に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。<u>この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第5条 掛川市水道事業給水条例（平成17年掛川市条例第179号）の規定（第2条、第22条、第27条第1号及び第28条第1項を除く。）は、飲料水供給施設の管理及び使用について準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業」とあるのは「飲料水供給施設」と、「管理者」とあるのは「市長」と、同条例第34条第1号中「第22条の料金」とあるのは「掛川市飲料水供給施設条例第3条の料金」と、「第28条の加入金」とあるのは「掛川市飲料水供給施設条例第4条の加入金」と、同条例第39条第4号及び第40条中「第22条の料金」とあるのは「掛川市飲料水供給施設条例第3条の料金」と読み替えるものとする。</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区 分	基 本 料 金		従量料金（1立方メートルにつき）	
	基本水量又は口径	金 額	使 用 水 量	金 額
メーターの口径が20ミリメートル以下	8立方メートルまで	1,080円	8立方メートルを超え25立方メートルまでの分	180円
			25立方メートルを超え50立方メートルまでの分	195円43銭
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	210円85銭
			100立方メートルを超える分	221円15銭
メーターの口径が25ミリメートル以上	25ミリメートル	1,440円	8立方メートルまでの分	108円
	30ミリメートル	2,057円15銭	8立方メートルを超え25立方メートルまでの分	180円
	40ミリメートル	3,702円86銭		
	50ミリメートル	5,862円86銭	25立方メートルを超え50立方メートルまでの分	195円43銭
	75ミリメートル	13,371円43銭	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	210円85銭
	100ミリメートル	23,657円15銭		
	150ミリメートル	51,428円57銭	100立方メートルを超える分	221円15銭

別表第2中

21,000円
31,500円
63,000円
126,000円
210,000円
315,000円
525,000円
840,000円
1,050,000円

を

21,600円
32,400円
64,800円
129,600円
216,000円
324,000円
540,000円
864,000円
1,080,000円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の掛川市飲料水供給施設条例（以下「新条例」という。）第3条及び別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定した日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 新条例別表第2の規定は、施行日以後における承認に係る加入金から適用し、施行日前における承認に係る加入金については、なお従前の例による。